



お取引先様からの内部通報窓口について

サカイホールディングスグループでは、公益通報者保護法に基づく内部通報窓口を設けております。

1. ご利用方法

通報、相談は専用の内部窓口、通報は外部窓口より、Eメールにてお受けいたします。

2. ご利用にあたって

- ・ 通報、相談をする際は、原則として氏名、会社名、ご連絡先を受付窓口にご提示ください。匿名での通報もお受けいたしますが、その場合は必要な調査、対応ができない可能性があります。ただし、外部窓口への通報の場合は、サカイホールディングスグループに対して氏名を開示しないよう、ご要望することができます。
- ・ 虚偽の内容のもの、他人を誹謗中傷するもの、その他不正の目的のためのものは、通報、相談できません。
- ・ 通報、相談いただいた内容は、ご本人の承諾を得ない限り、通報、相談内容を解決するために最小限の範囲の関係者のみで共有し、各関係者には秘密保持義務を課します。

3. 受付窓口

○内部窓口（株式会社サカイホールディングス 内部監査部）

メール：inaudit@sakai-holdings.co.jp

○外部窓口（石原総合法律事務所）※通報に限り受付

メール：madoguchi@ishihara-lawoffice.com

4. その他

- ・ 通報、相談の際の様式に制限はありません。
- ・ この窓口を利用したことを理由として、当社から不利益な取扱いを受けることは一切ありません。

以上